

平成28年第2回定例会環境生活委員会会議録

平成28年6月17日（金）  
10時00分～11時43分  
第1委員会室

出席者氏名

坂本 隆司	委員長	福島 正明	副委員長
岡部 賢士	委員	深沢 幸子	委員
滝沢 健一	委員	椎塚 俊裕	委員
大竹 昇	委員		

執行部説明者

市長	中山 一生	市民生活部長	加藤 勉
都市環境部長	岡田 和幸	市民窓口課長	谷川 登
市民協働課長	斉田 典祥	商工観光課長	佐藤 昌一
農業政策課長兼 農業委員会事務局長	植竹 勇	交通防犯課長	木村 博貴
都市計画課長	清宮 恒之	施設整備課長	宮本 孝一
下水道課長	稲葉 通	環境対策課長	富塚 健二
市民協働課長補佐	大徳 均		(書記)

事務局

総務G主査 仲村 真一 総務G副主査 池田 直史

議題

- 議案第1号 龍ヶ崎市市民交流プラザの設置及び管理に関する条例について
- 議案第9号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号））の所管事項
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成27年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））

坂本委員長

皆さん、おはようございます。

委員の皆様申し上げます。

本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで、傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日ご審議いただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第9号の所管事項、報告第3号の所管事項、報告第5号の4案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ヶ崎市市民交流プラザの設置及び管理に関する条例について、執行部から説明願います。

加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

それでは、議案第1号 龍ヶ崎市市民交流プラザの設置及び管理に関する条例について、議案書に基づいて説明いたします。

1ページをごらんください。

龍ヶ崎市市民交流プラザの設置及び管理に関する条例についてです。

まず、第1条では目的を、市民が集い、活動し、学び合う場を提供し、市民相互の交流を促進するとともに、市民活動の推進を図ることを目的とすると、当該施設の設置目的を規定しております。

第2条では、市民交流プラザの名称及び位置を、龍ヶ崎市市民交流プラザ、位置については龍ヶ崎市藤ヶ丘4丁目7番地11となります。

第3条では、市民交流プラザの職員配置を規定しております。館長のほか、嘱託職員を配置し、常時2名を配置していきたいと考えております。

第4条では、市民交流プラザの施設の概要についてです。1号としまして、サロン棟では、ア、サロンスペース、これはキッチン付きのサロンスペースとなります。イ、ラウンジスペース、これは中小規模の演奏会等ができるラウンジスペース。第2号のコミュニティ棟では、大小二つの会議室が規定されております。アとしましては教室1、イとしましては教室2をそれぞれ10人、20名程度の会議を想定しております。

第5条では、開館時間を規定しております。

2ページをごらんください。

1号としまして、サロン棟開館時間が午前9時から午後5時まで。第2号としまして、コミュニティ棟、この開館時間が午前9時から午後10時までと規定しています。

第6条では休館日を規定し、水曜日を休館日を定めたのは、質疑のほうも出ておりましたが、コミュニティセンターなど、市民が日常使う施設が月曜日の休館が非常に多いものですから、利用者の声なども配慮しながら、平日の中日の水曜日、それを休館日としたものです。

第7条、ここでは利用者の範囲を規定しております。特に、市民の定義につきましては、まちづくり基本条例に基づいて同様の規定としたものです。

第8条の利用の許可、第9条、第10条につきましては、利用上の取り扱いに関することを規定しております。

3ページの第11条では、市民交流プラザの使用料は無料とすることを規定しております。

第12条では、施設使用時に備品等を破損した際の損害賠償などを規定しております。

第13条では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めると規定したものです。

条例の内容、概要については以上です。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員。

深沢委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

いろんな質疑が出ましたので何点かだけ教えていただきたいと思うんですけども、サロン棟とコミュニティ棟、いろんなことに使えると思うんですけども、内容的にはどうしているかを考えていらっしゃるのかね、どういう人が使うんじゃないかというようなこと。

坂本委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

まず、コミュニティ棟のほうでございしますが、こちらに約収容人員が20名と10名程度の小さな会議室が二つございます。こちらにつきましては、藤ヶ丘の近くの住民自治組織の方々のいわゆる役員会であったり、そういった場でお使いいただければと、そのほかいろいろサークルの会議等に使っていただければというふうに考えております。

また、サロン棟につきましては、片方のサロンスペースとラウンジスペースというものがございまして、そちらについてはこちらの参考図面の位置図の3ページ目がサロン棟になるわけですが、こちらの例えば収容人員が20名、左側のラウンジスペースにつきましては、隣に厨房スペース等がございますので、こちらでもちょっとした飲み物を飲みながらのご利用であったり、またちょっとした小さな催し物であったりが使えるかというふうに思っております。

また、その右側のサロンスペースにつきましては、収容人員50名程度といったことになっておりますことから、こちらでは例えばこれまで龍ヶ崎の文化会館ですと小ホールで200名程度、それ以下のスペースというのがなかなかなかったものですから、そういったそれ以下の中小規模の、例えばちょっとしたクラシック系のコンサートですとか、そういったあとギャラリーの展示とか、そういった形でお使いいただければというふうに考えております。また、こちらにつきましても、市のほうのソフト事業のほうでもいろいろと事業のほう、今調整をして考えているところでございます。

以上でございます。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。そういうことはないかもしれないんですけども、ずっと定期的に借りるといのはよくコミセンの中にありますよね、一つの催しがずっと定期的に入る。そういうことはここはしない、できない、どうなんでしょうかね。

坂本委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

継続的な使用についてですけれども、これについては、例えば展示会等であれば、そんなに長期でなく短期間でのご利用といったことも考えられるかと思えます。ただ、一定の期間ずっと特定の団体が使うとか、そういったことについては定めはございませんが、そういった場合はちょっとご利用を検討していただくというふうなことで考えております。

以上です。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。それで、お借りする場合に何時から何時という形でお借りするじゃないですか。その前に準備とかありますよね。そういうとき、そういう時間というのは、借りる時間帯の中に入れたほうがいいんでしょうかね。

坂本委員長  
斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

それにつきましては、その時間のほうに含めていただければというふうに考えております。

以上です。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。第5条のところに開館時間を変更する場合もあると書いてありますよね。例えばどういうときを想定されていますか。

坂本委員長  
斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

基本的には、行政側が主体的に行う行事等で、イベント等そういった場合、ちょっとした時間の変更等はあるといったことで、できるというようなことで考えております。

坂本委員長  
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。あと利用者の範囲のところなんですけれども、高校生なんかの子どもたちというのはどうなのでしょうかね。

坂本委員長  
斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

こちらにつきましても、龍ヶ崎市内の学校に通学している生徒であれば利用は可能でございます。

坂本委員長

ほかにございませんか。  
福島委員。

福島委員

引き続き、この活用に関するご質問なんですけれども、以前に地域のコミュニティセンターはどうしても高齢者が集まることが多いので、交流プラザについては若い世代が集まれるような施設にしたいというお話があったと思うんですけれども、そういう中で、若い世代だから活用しやすい何か仕掛けみたいなものはお考えなんですか。

坂本委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

ただいま検討しておりますのが、そういった関連の事業といたしまして、例えば親子のイベントでありますとか、これには先ほどちょっと申し上げましたサロンコンサートであったり、あとは子ども美術展とか、県立近代美術館からの出前イベント、こちら無料等でもお願いできますので、そういったことを展開しながらやっていきたいということで。またそのほか、カルチャー的なところでは、親子教室、食育講座とか、近くに農業公園とか等もございますので、またそういった、例えば理科の先生を招いてのちょっとした講座とございますか、そういったことをテーマにした子どもも楽しめる、そういった催し物を考えております。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

ということは、単なる貸し出しスペースというよりも、管理者側で積極的にいろんな催し物、イベントを企画して集客をしていくという、そういう活動が基本ということでしょうか。

坂本委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

市のほうでもソフト事業を定期的に行いながら、そういった子育て世代の若い世代の方たちにも楽しみながら使っていただける、そういった施設にしたいというふうに考えております。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

ありがとうございます。  
それともう1点なんですけれども、駐車場のほうほどの程度確保されているんでしょうか。

か。

坂本委員長

齊田市民協働課長。

齊田市民協働課長

駐車場につきましては、隣に市民農園のほうの広い駐車場がございますことから、そちらのほうの管理者のほうに共同の駐車スペースとしてお貸しいただきたいというようなことで、全体の広さはかなりあるんですが、一応こちらの交流プラザのほうでは、30台程度はとめられるような形になっております。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

ありがとうございます。

以上です。

坂本委員長

それでは、大竹委員。

大竹委員

ちょっとそもそも論なんですけれども、サロン棟とコミュニティ棟にする市民交流の前にはどのような使用をしていたのか、その話をお聞きしたいと思います。変更した理由についてもお聞きしたいと思います。

坂本委員長

齊田市民協働課長。

齊田市民協働課長

こちらの交流プラザの以前の施設につきましては、市民農園の管理棟、またクラブ棟として藤ヶ丘地区への入居に対する魅力づけ、そして市民総合の交流を図る目的で、平成8年から9年にかけて当時の住宅・都市整備公団と、あと龍ヶ崎市で整備しております。開設当時は財団法人竜ヶ崎ニュータウンサービスセンターが管理運営のほうを行っており、そういった中で陶芸教室とかハーブ教室とか、そういったものが開催されておりましたが、平成14年に竜ヶ崎ニュータウンサービスセンターが管理運営の事業から撤退しまして、その後、市民農園農業公社のほうでこの施設の管理、またJAに貸し出し等を行っておりましたが、JAのほうからも施設の返還等がございまして、これまでは一時的に、平成26年には暫定的ということでご近所の住民自治組織、また市民活動団体の方の一部、知っている人が使用していたといったことでございます。

交流プラザにした理由でございまして、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、龍ヶ崎市のほうにイベント等行う場所のほうで、例えば文化会館ですと小ホールですか、あちらだとちょっと規模が大きい、またその下だとちょっと見当たらないと、あとコミュニティセンターの多目的室ですか、それとの間のスペースの会場がないといったことから、今回のところを集会施設として改修することにより、その間で行える中小イベントですか、そういったものを開催できるといったことから、市民交流プラザに変更したといったことでございます。

坂本委員長  
大竹委員。

大竹委員

ありがとうございました。新たな目的で始まる中で、名称がサロン棟、ラウンジという言葉使っているんですけども、日本語で訳すと、サロンというのは客間的なというような形とか、ラウンジというのは交流というような形、そんな意味もあるわけであって、これちょっと余り私としては市民になじまないのではないかなと思ひまして、その辺のところはどうなんですかね。

坂本委員長  
斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

サロンとラウンジといった言葉についてですが、日本語の意味合いが大竹委員さんがおっしゃったようなことだと思います。どうしてそういった言葉を使ったかということですが、今回の市民交流プラザの建物が木でできているといったそういった特徴とか、あとは周りの環境が緑豊かなところにあるといったことから、これまでの公共施設とは違った雰囲気を感じていただきたいといったことから、サロン、またラウンジといった名称を使わせていただいたところでございます。

以上です。

坂本委員長  
大竹委員。

大竹委員

先ほど福島委員のほうからもお話ありましたように、使用する人のターゲットみたいなもの、少し絞り込んだほうがいいんじゃないかなという感じがしますよね。以前に農業、市民農園という形の中の施設であった、それを今度は新たな形で市民の交流のプラザにしていくんだということになれば、やはり管理者のほうもある程度プログラムを組んでいきながら、やはり重点的に子育てを中心にするんだったらそういう形の使い勝手、だからラウンジなんていうのは本当にすばらしく、料理もできるということになれば、グループで子どもたちとお母さんたち、場合によってはお父さんたちが入って料理をしながら楽しむとか、その料理のお野菜は市民農園とタイアップを組むとかいろいろ企画ができると思いますけれども、そういうことをちょっと意識してほしいという私からの要望でございます。

もう一点は、今度は目標利用者数がどのぐらい、今、K P Iという形で目標を発見しなくちゃならないよという、まち・ひと・しごとでも出ていますけれども、その辺についてはどのぐらいの利用者数を考えているか、よろしく願います。

坂本委員長  
斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

目標者数についてでございますが、この市民交流プラザにつきましては、子育て世帯の利用促進を図るため、市のほうでソフト事業を実施いたして、市としては今後運営していきたいというふうに考えているところでございますが、利用者数でございますが、交流プラザの、ちょっとコミュニティセンターとは違いますけれども、久保台とか八原とか、城ノ内のコミュニティセンターの年間利用者数が約1万6,000から1万8,000人程度年間にござ

ざいますので、同規模、同じくらいの利用者数のほうは目標としたいと。

また、今回の施設のいわゆる年齢層のほうが、4歳から12歳程度の人口ということになりますと約6,000人おりますので、その子どもプラスご両親が行った場合1万2,000人ということになりますので、合わせて1万8,000人といった形で目標として見込んでいるところでございます。

大竹委員

加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

補足なんですけど、大竹委員からターゲットはある程度絞ったらと要望があって、今、斉田課長のほうからお話ししたとおり、施設そのものはどなたでも利用できるような施設で考えていますけれども、市が考えている様々な企画のイベントや講座については、今、斉田課長お話ししたとおり4歳以上から小学生以下の親子連れが楽しめるような、そこに少しターゲットを絞って様々なイベントは企画しようと思っています。

坂本委員長

大竹委員。

大竹委員

だから、コンセプトがそのような形になってくるとたつのこっ子ルームとか、何かネーミングも変わってくると思うんだよね。それから、プログラムの組み方も変わってくるんでね。龍ヶ崎は子育て環境によいまちという中では、非常に農業公園とバランスのいい、感覚のいい施設にしていくような目的は大体私も見えているんですけども、もうちょっとターゲットを絞るなら絞った形でやっていただければ、これもご要望でございます。

以上です。ありがとうございました。

坂本委員長

ほかにありませんか。

岡部委員。

岡部委員

今、いろいろ活用方法などもご説明いただいて、私は特にターゲットは誰でも、活用できる人であればもう誰でもどんどんいろいろ活用してもらえばいいのかなというふうには考えているんですけど、実際、以前聞いたときは10月オープンということで聞いていまして、予定どおりいっているのか、だとすれば利用したい人は予約してということになると思うんですけども、その辺の予約の、いつぐらいからできるのかとか、どのぐらいから公表していくのかとか、その辺についてちょっとお聞かせください。

坂本委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

現在、10月オープンといった形で工事のほうを進めさせていただいております。また、ただ、若干これからの工事の進行の状況の中で、まだ日にちの確定のほうはちょっと今のところはできない状態なんですけど、ただこちらの施設につきましては、通常1カ月前から予約できるような形でございます。またそのほか、例えば住民自治組織、いわゆる自治会の会合で使う場合とか、あとは周知が必要なイベントで使う場合は、2カ月前から予約

できるといった形で今のところ考えているところであります。その周知につきましては、広報、または市の公式ホームページ等で前もって周知のほうはしたいというふうに考えているところではございます。その時期については、工事のほうの完了時期のほうがある程度見えてきたときに合わせて行いたいというふうに考えております。

以上です。

坂本委員長  
岡部委員。

岡部委員

本当は今までに余りない規模の施設ということで、いろいろ活用したい人も多分いっぱいいるのかななんて思って楽しみにしておりますので、その辺周知をよろしく願います。

坂本委員長  
椎塚委員。

椎塚委員

ちょっといろいろ出たんですけども、ちょっと1点だけ伺いたいんですけども、サロンスペースにピアノの床で補強というところがあるんですけども、これもともとピアノはもう置いた状態になっているということですか。

坂本委員長  
斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

ピアノについてはもともとございませんでしたので、長戸小学校にあるピアノのほうをこちらの施設のほうに移して、それで利用したいというふうに考えております。

坂本委員長  
ほかに。  
椎塚委員。

椎塚委員

わかりました。ありがとうございます。  
以上です。

坂本委員長  
ほかにありませんか。  
滝沢委員。

滝沢委員

すみません、よろしくお願いします。

先ほど斉田課長のほうから飲食も可であるというか、ラウンジスペースというんですか、これ、厨房スペースもついているんで飲食も可であるというような答えがあったんですけども、これアルコール等はどうかでしょうか。

坂本委員長  
齊田市民協働課長。

齊田市民協働課長  
基本的にアルコールについては禁止といいますか、現在のところではアルコールオーケーですよといったことでは考えておりません。  
以上です。

坂本委員長  
滝沢委員。

滝沢委員  
恐らく要望とすると、地域の集まりの場所として、厨房等があっという空間というのなかなかないので、そういうふうに使っていけば人は集まってくるのかなと思うんですけども、そういった要望があったときは広く対応される予定はございますか。

坂本委員長  
齊田市民協働課長。

齊田市民協働課長  
そうですね、状況に応じて検討したいというふうに考えております。今、コミュニティセンターのほうも、いわゆるお酒を飲むことが主たる目的じゃなくて、例えば何かのイベントの後の反省会であるとか、そういったことであればお酒も大丈夫ですよといったことで使っておりますので、そういった形で今後も考えていきたいというふうに思っております。

坂本委員長  
滝沢委員。

滝沢委員  
じゃ、ラウンジスペースは飲食できますけれども、サロンスペースとか教室1、2というところは飲食はできるでしょうか。

坂本委員長  
齊田市民協働課長。

齊田市民協働課長  
そういった厨房の器械のほうはないんですけども、例えば持ち込みであるとか、そういったことであれば、通常の飲食は可能というふうに考えております。

坂本委員長  
滝沢委員。

滝沢委員  
ありがとうございました。  
あと、ラウンジスペースとか原則無料ということなんですけれども、時間と違って最大どのぐらいの時間貸してもらえるとかがあってあるんですか。例えば丸々一日貸しますよとか、2時間までですとか、3時間までですとか、そういう基準等ありましたら教えてください。

坂本委員長  
齊田市民協働課長。

齊田市民協働課長  
イベントとかではなく、通常の普通のご利用の場合は、4時間程度が一番の延長、2時間、2時間で4時間程度が最大の時間になろうかと思っております。

坂本委員長  
滝沢委員。

滝沢委員  
ありがとうございました。こういうスペースって意外とやっている人が集まりやすい一方、そういう人たちが固まってしまうような傾向もあるかもしれませんので、皆さんに気持ちよく使っていただけるような方向で進めていただければなというふうに思います。  
以上です。

坂本委員長  
ほかにはありませんか。

#### 【な し】

坂本委員長  
それでは質疑がありませんので、採決いたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

坂本委員長  
ご異議なしと認めます。本案は原案のとおり了承することに決しました。  
続きまして、議案第9号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項について、執行部から説明願います。  
加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長  
それでは、議案第9号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）です。  
別冊の1ページをごらんください。  
既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,959万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ244億2,559万6,000円とするものです。  
4ページをごらんください。  
まず、歳入です。  
中段中ほど、15の県支出金、2県補助金、農林水産業費県補助金です。  
右の5ページになります。  
農業費補助金、コード番号0016経営体育成支援事業費231万5,000円、これは一経営体がトラクター1台を購入するための費用に対して補助されるものです。  
7ページをごらんください。  
歳出となります。

一番下ほどです。6の農林水産業費，農業費，農業振興費，コード番号01018800農業経営基盤強化促進対策事業。19の負担金補助及び交付金補助金，経営体育成支援事業，ただいま歳入で説明いたしましたトラクター1台の購入に対するものです。

議案第9号については以上となります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが，質疑等はございませんか。  
深沢委員。

深沢委員

質疑というか教えていただきたいんですけども，トラクターというのは大体どれぐらいの年数というのはもつんでしょうか。

坂本委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

どれくらいもつかというのは使用の頻度，よくアワーメーターといいまして，時間でトラクターなんかは出ていますので，横田農場さんみたく100町歩もやっている人と1町歩程度やっている人では仮に数年しかもたない，20年ほどもつとかいろいろなケースがあるかと思えますので，一概に何年とはちょっと言えないと思います。

以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

トラクターに補助を出すところというのはどこなんでしょうか。

坂本委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

有限会社横田農場でございます。

坂本委員長

ほかにはありませんか。  
滝沢委員。

滝沢委員

この補助率と基準について，ちょっと教えてもらいたいんですけども。

坂本委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

補助率につきましては，税抜き経費の10分の3以内ということでございます。そしてまず，この要件としまして，人・農地プランという，そういったものに位置づけられた中心

経営体を育成するというのが目的であるということで、そういう地域で人・農地プランに位置づけられて、今後、地域を担っていくというようなそういったところに対して、何点かポイントを申し上げますと、経営面積の拡大、例えば数年のうちに1割の経営拡大をする、あるいは収入を1割程度上げるというような、そういう経営に対する拡大、あるいは耕作放棄地、そういったものの解消に取り組むというようなあれとか、あと農業の6次産業化、そういうものに取り組むとか、経営コストの削減、農業経営の法人化、あるいは農業者の育成、そういった様々な取り組みに対して基準のポイントがありまして、そのポイントが合計点数として提出したものが、県で取りまとめて県のほうで上位のほうから順番に採択になるというようなことで拾っていきますので、一概に今回のあれで誰が上がるというのはちょっと上げてみてからじゃないとわかりませんので、今回、こういった形で事前に予算として確保することができなかつたもので、2月の申し込みがあって、それで28年4月に内示があったもので、今回6月の補正に上げたものでございます。

以上です。

坂本委員長  
滝沢委員。

滝沢委員

ありがとうございました。

ほかに、これ横田さんところ以外に龍ヶ崎市からエントリーされたところというのはあるんですかね。

坂本委員長  
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

地区を大きく分けまして、龍ヶ崎地内を中央と東部地区、西部地区と3地区に分けまして、中央からは横田さんがエントリーしただけで、それでそのほか東部地区、そちらにつきましては2人がエントリーしました。そしてあと西部地区、そちらにつきましても1人がそういった形で上げたものなんですが、やはり点数が足らなく、ほかの人たちは、これにのれなかったというようなことでございます。

以上です。

坂本委員長  
滝沢委員。

滝沢委員

今、課長、東部地区、西部地区は2人と1人と言ったんですけれども、これは法人じゃなくて個人なんですか。

坂本委員長  
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

東部、西部とも個人でございます。

坂本委員長

滝沢委員。

滝沢委員

すみません、ありがとうございました。

坂本委員長

ほかにはありませんか。

### 【な し】

坂本委員長

それでは別がないようですので、採決いたします。議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

### 【異議なしの声】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算）の所管事項について、執行部から説明願います。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

報告第3号 専決処分の承認を求めることにつきまして、17ページをお開きください。別冊です。

処分第5号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,359万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ253億1,351万9,000円とするものであります。

この予算については特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により、これを処分するものであります。

21ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正となります。

追加で8の土木費、項の道路橋梁費であります。市道第3-113号線整備事業、173万円の増額となります。これにつきましては物件物証に伴うもので、2地権者の物件移転ができなかったため、繰り越しをするものであります。

その下、4番都市計画費であります。都市計画事務費892万6,000円の増となります。これにつきましては、新都市拠点エリア事業化調査費の次年度繰り越しのためであります。

加藤市民生活部長

続きまして、その下ほど、廃止になります。

6の農林水産業費、農業費、農業経営基盤強化促進対策事業、これにつきましてはTPP対策に関する国の補助事業として申請していたものが不採択となったため、今回廃止したものです。

その下の7です。商工費、商工費、市街地活性化対策費、これにつきましては、地方創生加速化交付金の対象事業、具体的には、まちなか再生プラン基礎調査、コロッケ日本一事業、これらが不採択となったために廃止したものです。

その下の観光物産事業、これも地方創生加速化交付金の対象事業、具体的には新商品の

開発及び販路拡大支援事業を申請していたんですが、これも不採択になったために今回廃止したものです。

続きまして、その下ほどの変更のところです。

6 農林水産業費，農業費，農業公園湯ったり館管理運営費，補正前が5,924万2,000円，補正後が6,157万6,000円，これは12月補正予算で事業の見込み額で繰越明許費の承認をいただいておりますが，契約額の確定に伴い，変更したものです。

22ページをごらんください。

岡田都市環境部長

第3表 地方債補正であります。

廃止でありまして，起債の目的が市営住宅施設整備事業債であります。限度額が200万円でありまして，この理由につきましては，当初，地方債を予定しておりましたが，該当しなかったために，市単独財源対応となったものであります。

加藤市民生活部長

続きまして，下ほどの変更です。

防犯灯整備事業，限度額を1億1,400万円から9,640万円に変更したのですが，これは事業の確定に伴い，限度額を変更したものです。

岡田都市環境部長

続きまして，その下でございます。

地方道路等整備事業債で，限度額を1億7,440万円から1億6,760万円になります。

そしてその下，排水路整備事業債1,510万円の限度額が1,320万円となりまして，その下，都市公園整備事業債，1,630万円の限度額が1,510万円の限度額となります。

これら3件につきましては，事業確定に伴い，限度額を確定したものでございます。

24ページをお開きください。

歳入であります。

国庫支出金，国庫負担金，目の中の3で災害復旧費国庫負担金であります。節の中の河川等災害復旧費負担金，コードナンバーが0001河川等災害復旧事業費，49万5,000円の増となります。こちらにつきましては，愛国下崖崩れによりまして，災害復旧工事の差額の請求でございます。

その下であります。

国庫支出金，国庫補助金，目の中の4番で土木費国庫補助金であります。節の中の住宅費補助金で，コードナンバーが0001社会資本整備総合交付金（市営住宅分），126万円の減額となります。これにつきましては，富士見住宅給水塔の解体に伴う工事確定による減額であります。

加藤市民生活部長

続きまして，同じ表の6となります。商工費国庫補助金，節が商工費補助金，コード番号0001地方創生加速化交付金地域活性化事業分，これは先ほどお話ししたとおり，まちなか再生プラン基礎調査，コロッケ日本一事業，新商品の開発及び販路拡大事業部，これらが不採択となったために今回減額したものです。

続きまして，中段下ほど，15の県支出金となります。4の農林水産業費県補助金です。農業費補助金，コード番号0007新規就農総合支援事業費，これにつきましては450万円の減額となりますが，当初予算で新規給付対象者を見込んでおりましたが，新規申請者はなく，継続者のみの給付となったため，減額したものです。0008機構集積協力金交付事業費，これは事業確定に伴い1,144万8,000円を減額したものです。0019担い手確保経営強化支援事業費2,724万6,000円の減，これは先ほど繰越明許費でも説明いたしましたが，T P P対

策の国の補助事業が不採択となったため減額したものです。

27ページをごらんください。

市債となります。1の総務費債、コード番号0002防犯灯整備事業債、事業確定により減額したものです。

#### 岡田都市環境部長

その下、土木費債であります。節の中の道路橋梁債、コードナンバーが0001地方道路等整備事業債で、680万円の減額となります。これにつきましては、国庫補助額増額による市債の減額補正であります。

その下、河川債で、コードナンバー0001排水路整備事業債、190万円の減額となります。こちらにつきましては、入地、新町、宮渕町での排水路整備工事金額確定に伴う減額補正であります。

その下、都市計画債、コードナンバーが0001都市公園整備事業債、120万円の減額となります。こちらは事業費の減額による減額補正であります。

その下、住宅債、コードナンバーが0001市営住宅施設整備事業債で、200万円の減額となります。工事費の確定に伴う減額補正で、先ほど説明しました富士見住宅給水塔の解体に伴うものでございます。

29ページをお開きください。

#### 加藤市民生活部長

続きまして、今度は歳出になります。

一番最初の表です。

総務費、総務管理費、15の諸費の右側の事業ナンバー01005500防犯灯整備事業、15工事請負費、LED防犯灯設置工事、これは事業確定に伴い減額したものです。

31ページをごらんください。

中段中ほどの表となります。

6の農林水産業費、農業費、農業振興費、事業ナンバーが01018800農業経営基盤強化促進対策事業、19の負担金補助及び交付金補助金、青年就農給付金、これは歳入でもご説明しましたが、事業確定に伴い減額したものです。機構集積協力金についても同様であります。担い手確保経営強化支援事業、これは補助の不採択により減額したものです。

続きまして、次の一番下の表になります。

7の商工費、商工費の商工業振興費、コードナンバー01020600市街地活性化対策費、13委託料、仮称龍ヶ崎まちなか再生プラン基礎調査、これは先ほど歳入でもご説明しましたが、地方創生加速化交付金の不採択に伴う減額となります。19負担金、補助及び交付金、交付金、プレミアム商品券事業432万6,000円の減額、これについては、事業の確定に伴い減額したものであります。龍ヶ崎コロッセ日本一事業330万円の減額、これは先ほどのまちなか再生プラン基礎調査と同様に、地方創生加速化交付金の不採択に伴う減額です。

続きまして、観光費です。コード番号01020900観光物産事業、19負担金、補助及び交付金、交付金、観光推進事業、これも地方創生加速化交付金の不採択により、今回減額したものです。

33ページをごらんください。

#### 岡田都市環境部長

土木費の道路橋梁費、目の中の3番で、道路新設改良費であります。コードナンバーが道路改良事業、15の工事請負費、市道第1-3号線舗装修繕工事、これ姫宮町であります、ほか12路線につきましては、工事費確定による増減額であります。そして、464万6,000円の減であります。

その下いきまして、補償、補填及び賠償金、補償金で72万7,000円の減額で、これは川

原代町の電柱移設等の減額であります。

その下、コードナンバー01022850市道第3-113号線整備事業であります。工事請負費で道路改良工事70万1,000円の減額となります。こちらは板橋町の工事確定による減額となります。

その下、17番公有財産購入費、土地購入費であります。21万4,000円の減となります。これらは事業確定による減額となります。

その下、コード番号で01022900市道第2-7号線整備事業であります。委託料で不動産鑑定10万円の減、土地評価13万5,000円の減、境界確定業務14万円の減、測量13万円の減、道路改良工事実施設計14万1,000円の減、これは川原代小から入地駅に向かう道路で、その委託料確定による減額となります。

その下へいきまして、土木費の河川費、排水路整備費であります。工事請負費で、コードナンバーが01023300排水路整備事業であります。工事請負費で、入地地区排水路工事94万2,000円の減、新町排水路分岐改修工事で126万3,000円の減、宮渚地区排水路工事62万8,000円の減でありまして、工事費確定による減額となります。

その下へいきまして、土木費の都市計画費、目の中の3番で公共下水道費であります。繰出金で、コードナンバーが01024000公共下水道事業特別会計繰出金、繰出金で69万8,000円の減となりまして、南が丘の維持管理負担金確定による減額であります。

その下、公園費であります。工事請負費で、コードナンバーが01024300都市公園管理費で、工事請負費137万1,000円の減であります。

内容が次の35ページに記載をされておまして、中曽根児童公園ほか、遊具設置工事で137万1,000円の減で、工事費確定による減額となります。

その下です。土木費、住宅費、住宅管理費であります。工事請負費で、コードナンバーが01024900市営住宅管理費であります。工事請負費で富士見住宅の改修工事624万2,000円の減となりまして、工事費確定による減額であります。

以上となります。

坂本委員長

ありがとうございました。

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

滝沢委員。

滝沢委員

31ページの観光物産事業の不採択だったことによる200万円なんですけれども、これって観光物産協会の総会で200万円の収入を見込んで事業も計画したわけなんですけれども、これ不採択になることによって、次に補正予算か何か立てていただけるのでしょうか。

坂本委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

この金額については、平成28年度の当初予算のほうに計上してございます。

以上です。

坂本委員長

滝沢委員。

滝沢委員

わかりました。ありがとうございました。

坂本委員長

それでは、岡部委員。

岡部委員

質問というかちょっと意見なんですけれども、今回、いろいろ補助が出なかったということで27年度で補正しているというところで、特にただ内容としてはこういう今出た観光物産のものとか、やはり交付金なくても必要な事業だと私も考えているので、今回の件、特に異議はないんですが、そういう国ですとか県のそういう交付金事業、今回の地方創生加速化交付金に関していえば、この課のものだけではないんですけれども、全部不採択だったというところは非常に悔しいところでもあると思ひまして、今回ちょっと、実際採択されたところを見ると、広域のものがほとんどであったりとかそういうところもあるので、なかなかそれに向けて準備してきた事業というわけではないものも多いとは思うのでいたし方ないところも多いとは思いますが、今後、まだ第2次募集があったりですとか、そういう国の交付金事業なんかあることもあると思うので、そういう際に新しい何か先進的なもの、各課から提案していったりですとか、もちろん議員のほうも提案いろいろやっていかないといけないと思うんですけれども、その辺、国の動向なんかも早い段階でわかれば準備もできる場所も多いと思いますので、今後期待しておりますのでよろしくお願ひします。意見ということでお願ひします。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【な し】

坂本委員長

それでは別にないようですので、採決のほういたします。報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））について、執行部から説明願ひます。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて。

別冊の53ページをお開きください。

処分第7号 平成27年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4,042万6,000円とするものであります。

この予算については特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により、これを処分したものであります。

56ページをごらんください。

第2表 地方債補正であります。

変更でありまして、起債の目的、公共下水道事業債で、限度額が「5,560万円」を「5,670万円」としたものであります。

次に、58ページをごらんください。

歳入であります。

繰入金、一般会計繰入金、目の中の一般会計繰入金であります。コードナンバーが0001公共下水道事業費等繰入金であります。69万8,000円の減額となります。南が丘地区の維持管理負担金の確定による減額となります。

その下いきまして、市債、下水道事業債であります。コードナンバーが0001公共下水道事業債であります。110万円の増額となります。こちらにつきましては、下水道新設工事、八代町西坪幹線改修工事事業費確定による市債の増額となります。

その下いきまして、歳出です。

下水道費、下水道管理費、下水道維持管理費であります。コードナンバーが03000600公共下水道管理費でありまして、19の負担金、補助及び交付金、負担金で、南が丘地区公共下水道維持管理費で40万2,000円の増となりまして、内容につきましては、利根町の監視用に伴う負担金の増額であります。

その下いきまして、下水道費、下水道建設費、目の中の公共下水道整備事業債であります。こちらにつきましては、地方債110万円が増額補正となったために、一般財源を110万円減額をするものであります。

説明は以上であります。

坂本委員長

ありがとうございました。

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

【な し】

坂本委員長

別のないようですので、それでは採決いたします。報告第5号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。

委員の皆さんは協議会がありますので、そのままお待ちください。

お疲れさまでございました。